

はかりの定期検査をご存じですか？

仙台市消費生活センター

◎ 取引又は証明(※)に使用している「はかり」は定期検査を受検する義務があります。

計量法では、取引又は証明に使用できる「はかり」の精度を維持するため、検定証印または基準適合証印を付し、有効期限内の「はかり」を使用するよう定められています。

「はかり」は、経年劣化や、使用状況により正確にはかれなくなることがありますので、計量法（第19条第1項）において2年に1回の定期検査を受検するよう義務づけられています。

※「取引」とは、有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいいます。
「証明」とは、公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます。

◎ 医療機関及び幼稚園・保育施設等における次のような計量は、取引又は証明にあたります。

- 健康診断を行う場合の体重測定
- 薬の調剤のための計量
- 新生児の体重及び成長過程における記録及び妊婦の健康診断における体重測定
- 食品等の検収のための計量

<定期検査を受検できる「はかり」の証印>



◎ はかりの検査機関と、検査計画について

- 仙台市の指定定期検査機関である一般社団法人宮城県計量協会（連絡先は裏面参照）が検査を行います。
- 仙台市内を2つの区域に分け、隔年で検査を実施しており、**令和7年度は青葉区・太白区、令和8年度は宮城野区・若林区・泉区**が対象です。

◆はかりの定期検査の受検をお願いいたします◆

《注意！》

◎ 「取引」・「証明」に使えない「はかり」があります。

●取引や証明に次のような計量器を使用すると計量法違反となります。

- 家庭用のマークが付された「はかり」や家庭用の「体重計」を使用すること。
- 検定証印または基準適合証印の無い計量器を使用すること。
- 有効期限が経過した計量器を使用すること。

<定期検査を受検できない「はかり」のマーク>



主に一般消費者の生活に使用される計量器を示すもので「取引・証明」には使用できません。

はかりの定期検査 Q & A

Q 1) はかりの定期検査って何ですか？何のためにやるのですか？

(答) 取引や証明で使われている様々な種類の「はかり」は、正確でなければなりません。「はかり」は原則として製造又は修理後に公的機関等の検定を受けることが計量法において義務づけられており、これに合格した正確な「はかり」が社会に流通するようになっています。しかし、どんなに正確な「はかり」であっても経年劣化により、使用していなくても誤差が生じることがあります。そこで、計量法では、取引や証明に使われている「はかり」については、2年に1回、公的機関（仙台市では宮城県計量協会）の検査を受けることを義務づけ、その精度の確保・維持を図っています。

Q 2) 定期検査の対象になるのは、具体的にどんなはかりなのですか？

(答) 計量法第19条に定められています。主なものは、次のとおりです。

- ①スーパー等で量目を表示する商品の計量に使用するはかり（例えば、〇〇g、〇〇円で売られている肉や惣菜などを量るのに使用するはかり）
- ②工場等で原材料の受入や製品の質量を表記するために使用するはかり
- ③給食用食材が学校等に納品されたとき、その量目検査のために使用するはかり（調理する際に使うはかりは、対象外）
- ④医療機関、福祉施設、又は、学校、幼稚園、保育園等で健康診断のために使用するはかり
- ⑤郵便局や宅配便の取次店（コンビニエンスストアなど）で荷物を量り、料金を決定するのに使用するはかり
- ⑥農業や漁業に従事する人が農産物や水産物の売買・出荷の際に質量を表示するために使用するはかり
- ⑦産業廃棄物処理業者が処理費用を算定するために使用するはかり

Q 3) 家庭で使っている「はかり」も定期検査を受けなければならないのですか？

(答) 家庭で使う体重計やキッチンスケールなどについては、家庭内において健康管理や調理のために使われるものです。取引や証明に使用するものではないため定期検査を受ける必要はありません。

Q 4) 定期検査はいつ、どこで受けられるのですか？

(答) 仙台市では、一般社団法人宮城県計量協会が指定定期検査機関として検査を実施しています。市内を2つの区域に分け、隔年ではかりの所在地に訪問して定期検査を行っています。

【問合せ先】

○計量法について

市民局生活安全安心部消費生活センター 消費生活係
電話 268-7040

○はかりの定期検査について

一般社団法人宮城県計量協会 電話 246-2466

(仙台市指定定期検査機関)

ホームページ <http://www.keiryo.net/index.html>